## 調達公告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月16日

鳥取県立博物館長 片山 暢博

# 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量 ボルトレススチールラック 5式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3)納入期限 令和7年5月17日(土)
- (4)納入場所 鳥取県立博物館
- (5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約にあたっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額を含めた契約申込金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税の額を記載すること。また、入札書には入札金額の積算がわかる内訳書(任意様式)を添付すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務用調度品に登録されている者であること。
- (3)本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以内「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5)本件調達の公告日から開札日 (再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 令和5年4月1日以降に本件公告に示した物品調達と同程度の契約実績があること。
- (7) 本県公告に示した調達物品を納入期限までに確実に納入できる者であること。
- (8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県立博物館

## 4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124

鳥取県立博物館総務課

電話 0857-26-8042 ファクシミリ 0857-26-8041

電子メール hakubutsukan@pref. tottori. lg. jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月16日(水)から同月21日(月)までの間にインターネットの鳥取県立博物館のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

# ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月16日(水)から同月21日(月)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員用通用口(博物館入口の右側)から入館可能。(インターホンを鳴らすこと。)

# イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する 法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定 する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月28日(月)午前10時、即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(金)午後5時までとする。

### イ場所

鳥取市東町2丁目124 鳥取県立博物館2階 会議室

(5) 入札結果の通知

入札結果については、令和7年4月28日(月)に入札参加者に通知する。

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月21日(月)正午までに4の(1)の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

# (1)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、 入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札 は無効とする。

# (2) 契約書作成の要否

要

ただし、会計規則第111条に該当する場合は、契約書の作成に代えて請書を徴することがある。

#### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。なお、2者以上が同額で応札した場合は、入札説明書のとおりにくじ引きを行い、落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

# (5) その他

詳細は、入札説明書による。